

第 5 1 号議案

足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 5 年足立区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。